

島根県報

第一、三九〇号

(金曜日)

指定の辞退

事業所の名称変更の届出
介護保険法の規定に基づく

事業所の所在地変更の届出
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の
事業所の名称変更の届出

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地変更の届出

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業廃止の届出

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業廃止の届出

平成十四年度地方の臨時種畜検査の実施 土畜改良事業十面書の送付

土地改良事業団の経営
保安林予定森林（四件）

解除了定保安林

平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験告白

待定調達公告の実施

平成十四年度島根県治山地理情報システム開発業務に係る一般競争入札参加資格等

平成十四年度島根県治山地理情報システム開発業務に
係る一般競争入札の実施

者等 隠岐空港用地造成事業委託に係る一般競争入札の落札

不庄報

雜報

平成十四年度消防用設備等の工事又は整備に関する講（消防防災課）一一三
習の実施

公布された条例等のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第七三二号）

一 規則の概要

1 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年で十六歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行する場合についても、休業補償を行わない場合に含めることとした。（第六条の二関係）

2 その他規定の整理

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年八月一日

島根県知事　澄田信義

島根県規則第七十三二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年

（ただし、右地番は、平成十四年五月九日現在のものである。）

島根県規則第四十三号の一部を次のように改正する。

第六条の三第一号中「監獄」の下に「（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）」を加え、同条第二号中「（昭和二十三年法律第百六十八号）」を削り、「教護院」を「児童自立支援施設」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

島根県告示第六百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定により、松江市長から松江市の区域内の別図一に示す町の区域を別図二に示すとおり変更し、当該区域内の字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、この届出に係る町の区域の変更及び字の区域の廃止の効力は、平成十四年八月五日から生ずる。

平成十四年八月一日

島根県知事　澄田信義

住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項の規定による住居表示の実施に伴い、松江市比津が丘五丁目に編入し、字を廃止する区域

目	法吉町 比津が 丘三丁	町 字	地 番
	久米	九三六の二、九三六の三	
		九三、一四三の一、一四三の五から一四三の七まで	

別図一



別図二

町の区域の変更及び
字の区域の廃止図

比津が丘三丁目

比津が丘四丁目

比津が丘五丁目

法吉町

字久米

凡例

—— 新町界

- - - 旧町界

■ 字を廃止する区域

島根県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十八条第一項の規定により、東出雲町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

八束郡東出雲町大字出雲郷字向原に編入する区域

大字	字	地	番
出雲郷	川へり二五四		

（ただし、右地番は平成十四年五月二十九日現在のものである。）

島根県告示第六百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
永生病院	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年六月三十日

平成十四年八月二日

島根県告示第六百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	廢 止 年 月 日
重本外科医院	大田市大田町大田イ七一番地 二	平成十四年七月五日
野々村内科医院	仁多郡大東町大字大東一〇〇 三番地一 二一	平成十四年六月二十四日

平成十四年八月二日

島根県告示第六百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年七月一日
出雲市駅南口クリニック	出雲市今市町一〇一一一三	平成十四年七月五日
松本歯科医院	松江市東本町一一六一	平成十四年六月二十八日
こう歯科医院	出雲市浜町字若宮三四〇一一	平成十四年七月二十四日

介護機関の名称	実施する施設	所 在 地	指 定 年 月 日
永生クリニック	介護療養型医療施設	仁多郡横田町大字横田一〇六三番地一	平成十四年七月一日

島根県告示第六百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同

法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	訪問看護	永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年七月一日
医療法人社団 信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	居宅療養管理指導	永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年七月一日
社会福祉法人 瑞穂町社会福祉 協議会	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	短期入所療養介護	永生クリニック	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年七月一日
福 祉 用 具 貸 与	邑智郡瑞穂町四八五番地一	永生クリニック	瑞穂町社会福祉協議会福祉用具貸与 事業所	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	平成十四年七月一日
				仁多郡横田町大字高見四八五 番地一	平成十四年七月十五日

島根県告示第七百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

介護機関の名称	廃止する施設	所 在 地	廃 止 年 月 日
永生病院	介護療養型医療 施設	仁多郡横田町大字 横田一〇六三番地一	平成十四年六月三十日

島根県告示第七百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人濱崎整 形外科医院	社会福祉法人石 見町社会福祉協 議会	掛合町	事業者
訪問看護	訪問看護	訪問看護	事業所
医療法人濱崎整形 外科医院	石見町社会福祉協 議会いわみ訪問看 護ステーション	掛合町国民健康保 険直営診療所	所在地
安来市南十神町 三二一三	邑智郡石見町大 字矢上三四七番 地	飯石郡掛合町大 字掛合一三一二 番地	平成十三年四月 一日
一日	平成十三年四月	平成十三年四月	一日

島根県告示第七百二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月一日

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者 名 称		主たる事務所の所在地		廃止する事業 名 称		訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所 名 称		廃止年月日	
医療法人社団	信愛会	医療法人社団	信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	短期入所療養介護	永生病院	仁多郡横田町大字横田一〇 六三番地一	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日
医療法人社団	信愛会	医療法人社団	信愛会	仁多郡横田町大字横田一〇六 三番地一	居宅療養管理指導	永生病院	仁多郡横田町大字横田一〇 六三番地一	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日
医療法人社団	信愛会	三番地一	仁多郡横田町大字横田一〇六	訪問看護	永生病院	永生病院	仁多郡横田町大字横田一〇 六三番地一	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日
永生病院		三番地一	仁多郡横田町大字横田一〇	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	仁多郡横田町大字横田一〇 六三番地一	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日
平成十四年六月三十日		平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日	仁多郡横田町大字横田一〇 六三番地一	平成十四年六月三十日	平成十四年六月三十日

原医院 医療法人社団田原	医療法人社団福田医院	医療法人社団福田愛心会	社会福祉法人イ学館	株式会社ニチ	有限会社ナカムラ	有限会社ムラ	社会福祉法人まほろばの郷	法人 優	特定非営利活動	株式会社ニチ	イ学館	有限会社ケアき	ハイヤー谷本
訪問看護	訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション	短期入所生活介護	通所介護	貸与	福祉用具	福祉用具	特定施設入所者生	特定施設入所者生	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護
医療法人社団田原	医療法人社団福田	医療法人社団福田	アイリスケアセンターあかがわ	アイリスケアセンターあかがわ	有限会社あいねつ	有限会社ナカムラ	ケアハウスふるさと苑	ヘルパーステーション	ヘルパーステーション	アイリスケアセンターアカガワ	ケアサポートことぶき	アイヤー谷本ハ	有限会社谷本ハ
六根西一八三四一	大田市久手町波地	古川二〇二二八番	七一	八一七	大原郡大東町大字仁和寺一九一	方六二六一七	安来市東赤江町三三一	須一七四五番地	一	大原郡斐川町大字福富三二二一	大原郡大東町大字前原三二七	松江市浜乃木五一一一三	出雲市姫原町二一五一一
一日 平成十三年八月	一日 平成十三年八月	一日 平成十三年七月	一日 平成十三年七月	一日 平成十三年六月	十六日 平成十三年六月	十一日 平成十三年六月	一日 平成十三年六月	一日 平成十三年六月	一日 平成十三年六月	十日 平成十三年八月	一日 平成十三年八月	十四日 平成十三年五月	十一日 平成十三年五月

布施村	有限会社ライフ	有限会社の家	有限会社幸久	事業団島根県社会福祉	社会福祉法人き	有限会社サポートことぶき	有限会社み工房	有限会社とも鳥	有限会社青い鳥	医療法人社団水澄み会	株式会社ひようま	特定法人 活リハビリネット	医療法人仁寿会加藤病院
所通所リハビリテーション	貸与	福祉用具	通所介護	訪問介護	貸与	福祉用具	貸与	福祉用具	訪問介護	訪問介護	痴呆対応型共同生	痴呆対応型共同生	痴呆対応型共同生
所布施村へき地診療	フ	有限会社アイライ	幸久の家サービスセンター	デイ	厚生センターあい	ぶき	房	有限会社ともみ工房	有限会社青い鳥	アゼーリ訪問介護ステーション	グループホームひなたぼっこ・え	グループホームびすヶ丘	グループホームじいさんちの家
施六四二一一	一二一一	出雲市高岡町五	永一五八五二三	七一一一二八	大田市大田町吉	松江市上乃木	五一一一三	松江市大東町大字養賀六七〇	松江市八雲台	那賀郡三隅町大字河内四七〇一	益田市下本郷町七〇五一二九	字野坂九二	邑智郡川本町川本三七六一四
月一日 平成十三年十一	一日 平成十三年十月	一日 平成十三年十月	七日 平成十三年九月	三十日 平成十三年八月	二十日 平成十三年八月	十日 平成十三年八月	二十日 平成十三年八月	十日 平成十三年八月	十日 平成十三年八月	一日 平成十三年八月	一日 平成十三年八月	一日 平成十三年八月	平成十三年八月一日

特定非営利活動法人 サービス松江センター	医療法人 仁風会	社会福祉法人 愛心会	会	医療法人 仁風会	社会福祉法人 愛心会	会	医療法人 仁風会	社会福祉法人 愛心会	会
社会福祉法人 愛宕会	特定非営利活動 法人 ファミリーサポート ホーム金太郎の家	社会福祉法人 協議会	社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	社会福祉法人 七尾福祉会	社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	ひかわ医療生活 協同組合	特定非営利活動 法人 あいの会	特定非営利活動 法人 あいの会	痴呆対応 型共同生 活介護
短期入所	通所介護	通所介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問看護ステー ションたんぽぽ	痴呆対応 型共同生 活介護
設施	清松園短期入所施 設	太郎の家	美都町デイサービス センター	七尾苑	美都町ホームヘル パーステーション	ひかわ生協ヘル パーステーション・あおぞら	あいの会	医療法人 仁風会 雲陽の里	グループホーム まごころの家
字郡五八八 隠岐郡五箇村大	三一〇	字郡斐川町大	字都茂一一九五	益田市昭和町一 一一二〇	美濃郡美都町大 字都茂一八七	那賀郡三隅町大 字向野田三四〇	浜田市長浜町八 七二番地	松本市大庭町一 四五九一	松江市新雜賀町 四一一七
一日	平成十四年四月	一日	平成十四年四月	一日	平成十四年四月	一日	平成十四年四月	平成十四年四月	平成十四年二月 十五日

社会福祉法人 美都町社会福祉 協議会	広瀬町	痴呆対応型共同生 活介護	短期入所生活介護 痴呆対応型共同生 活介護	社会福祉法人 いわみ福祉会	ティー・シー・ プラネット有限 会社	福祉用具 貸与	社会福祉法人 社政策研究所 会社	有限会社 つわぶき有限会 社	社会福祉法人 くにびき農業協 同組合	島根県 祉協議会	松江保健生活協 同組合	島根県 社会福祉法人 六日市町社会福 祉	島根県 社会福祉法人 松江保健生活協 同組合	有限会社 メ
人ホーム「美寿 苑」	美濃郡美都町大 字都茂一八七	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	能義郡広瀬町広 瀬一九一一一	一九一	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 一日	青山ショートステ ム	グループ「なご み」	グループ「なご み」	美都町特別養護老 人ホーム「美寿 苑」	人ホーム「美寿 苑」	美濃郡美都町大 字都茂一八七	一九一
ケアサポート ふ	ふれあいヘルパー ステーション	七日市デイサービ スセンター	J Aくにびきディ サービスセンター 「やわらぎ」	つわぶきデイホー ム	松江市比津が丘 四一一〇	松江市南平台三 五一一	松江市中座口六六 四一一〇	鹿足郡津和野町 大字中座口六六	鹿足郡六日市町 大字七日市九四 二一五	松江市西津田 七一一四一二一	松江市直江四二 字上	松江市斐川町大 九一一一	ケアサポート ふ	
平成十四年六月 十日	平成十四年六月 十日	平成十四年六月 一日	平成十四年五月 一日	平成十四年五月 一日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 一日	平成十四年四月 十日	平成十四年四月 十日	

島根県告示第七百三号
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十六条第一項の規定に基づき、指定居宅
介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示す
る。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

有限会社 秋代行	訪問介護	痴呆対応型共同生 活介護	痴呆対応型共同生 活介護	株式会社 ひよ	有限会社 秋代行	松江市乃木福富 町四一一							
訪問介護	痴呆対応型共同生 活介護	痴呆対応型共同生 活介護	痴呆対応型共同生 活介護	ヘルパーステー ションわかくさ	訪問介護	丘							
平成十四年六月 十七日	平成十四年六月 二十三日	平成十四年六月 二十一日	平成十四年六月 二十一日	益田市向横田町 イ七九三	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十四日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	松江市朝酌町二 八一一	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 二十二日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	飯石郡三刀屋町 三万屋七三一七	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 二十一日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	平成十四年六月 二十九日	大田市大田町大 田字大沢イ二七	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 二十日	平成十四年六月 二十八日	平成十四年六月 二十八日	平成十四年六月 二十八日	邑智郡瑞穂町大 字高見四八五一 五九一五五	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十九日	平成十四年六月 二十七日	平成十四年六月 二十七日	平成十四年六月 二十七日	松江市朝酌町二 二三三日	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十八日	平成十四年六月 二十六日	平成十四年六月 二十六日	平成十四年六月 二十六日	大田市大田町大 田字大沢イ二七	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十七日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市中座口六六 四一一〇	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十六日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	鹿足郡津和野町 大字中座口六六	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市比津が丘 四一一〇	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十四日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市母衣町一 九七一二	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十三日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	大字七日市九四 二一五	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十二日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市西津田 七一一四一二一	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十一日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市直江四二 字上	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							
平成十四年六月 十日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	平成十四年六月 二十五日	松江市斐川町大 九一一一	訪問介護	ヘルパーステー ションわかくさ							

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社ケアサー ビス松江	居宅介護支援事業 所ケアサービス松江	松江市北堀町二二一	平成十三年四月一日
社会福祉法人旭町 社会福祉協議会	旭デイサービス居 宅介護支援事業所	那賀郡旭町今市六 六	平成十三年四月一日
社会福祉法人鎌手 福祉会	ケアプランたんぽ	益田市西平原町五二一	平成十三年四月一日
社会福祉法人愛心 会	ケアプランたんぽ	浜田市長浜町八七二	平成十三年五月一日
医療法人コスマモ会 会	奥出雲コスマモ会	大原郡木次町里方一 二七五一 二一二三	平成十三年五月一日
有限会社ケアサ ポートことぶき やすぎ農業協同組 合	J A やすぎヘル パーステーション	松江市浜乃木五丁目 五一一	平成十三年五月十四 日
有限会社幸久の家 ときすき	ケアプランあい ねつと	大田市飯島町一二〇 五八五一 五一一	平成十三年五月二十 日
社会福祉法人放泉 会	幸久の家居宅介護 支援事業所	大田市木次町里方六 五八五一 五一一	平成十三年九月十九 日
医療法人仁風会 会	ターキュライング 七尾苑	益田市昭和町一一一 二〇〇 ○一三	平成十四年二月二十 日
社会福祉法人七尾 会	居宅介護支援セン ターライン	松江市大庭町一四六 一一一	平成十四年二月二十 日
社会福祉法人美都 町社会福祉協議会	雲病院	平成十四年二月二十 日	平成十四年四月一日
援事業所	美都町居宅介護支 援事業所	平成十四年二月二十 日	平成十四年四月一日
美濃郡美都町都茂一 九五	○一三	平成十四年二月二十 日	平成十四年四月一日

島根県告示第七百四号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十八条第一項第一号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第九十三条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
社会福祉法人みづ うみ	特別養護老人ホーム ムはくろく苑	松江市法吉町六二 四一 一八一	平成十三年三月二十 日
社会福祉法人梅寿 会	特別養護老人ホーム ムくしろ宝寿苑	益田市久城町五三一 四一 一八一	平成十三年四月一日
社会福祉法人愛心 会	特別養護老人ホーム ムたんぽぽの里	簸川郡湖陵町差海三 三	平成十三年四月一日
社会福祉法人壽光 会	ム湖水苑	浜田市長浜町八七二 一	平成十三年五月一日
特別養護老人ホー ムもみじの里	見イ一二〇八	美濃郡匹見町大字匹 見イ一二〇八	平成十三年五月一日

島根県告示第七百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号の規定に基づき、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第二百十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
医療法人出雲勤労者健康管理協会	出雲市民病院	出雲市塩冶町一五三	平成十三年八月十一日
大東町外九ヶ町村雲南病院組合	公立雲南病院	大原郡大東町飯田九六一	平成十四年四月一日
医療法人石州会	六日市病院	鹿足郡六日市町六日市三六八一四	平成十四年六月一日
医療法人社団信愛	会永生クリニック	仁多郡横田町横田一〇六三一一	平成十四年七月一日

島根県告示第七百六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二百十三条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第二百十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の名称	変更前	事業所の名称	事業所の名称	変更後	事業所の名称	所在	事業所の地	変更年月日
医療法人金瀬クリニック	通所介護	医療法人金瀬クリニック	訪問介護	医療法人金瀬クリニック	医療法人金瀬クリニック	花クリニック	医療法人金瀬クリニック	島根県社会福祉事業団	島根県社会福祉事業団	平成十三年八月一日
介護ステーション	簸の上園訪問	花クリニック	介護ステーション	花クリニック	花クリニック	花アセント	花アセント	大原郡大東町	大原郡大東町	平成十三年八月一日
ショーン	簸の上園ヘル	花アセント	ショーン	花アセント	花アセント	花アセント	花アセント	中湯石八八	中湯石八八	平成十三年八月一日

島根県告示第七百七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日
能美内科医院	高尾外科皮膚科医院	能美内科医院	平成十二年十一月十日
能美内科医院	高尾外科皮膚科医院	能美内科医院	平成十三年二月十八日
浜田市天満町一一	松江市新雜賀町四一	浜田市天満町一一	平成十三年二月十八日
出雲市知井宮町二三	松江市春日町一八	出雲市知井宮町二三	平成十四年二月一日
八〇一六	仁多郡横田町横田一〇六三一一	八〇一六	平成十四年六月三十日
松江市春日町一八	仁多郡横田町横田一〇六三一一	松江市春日町一八	平成十四年六月三十日
浜田市天満町一一	松江市新雜賀町四一	浜田市天満町一一	平成十四年六月三十日

島根県告示第七百十号

事業者 の名称	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
医療法人昌林会 社会福祉法人島根県社会福祉事業団	医療法人昌林会 老人保健施設昌寿苑	医療法人昌林会 介護老人保健施設昌寿苑	安来市安来町八 九九一	平成十二年 四月一日
雲南ひのかみ	簸の上園居宅介護支援事業所	湯石八八	大原郡大東町中 平成十二年 四月一日	平成十二年 四月一日

島根県告示第七百九号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八十一条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更の届出があったので、同法第八十五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月二日

島根県知事 澄田信義

株式会社 チイ学館	二	
訪問看護	与	福祉用具貸
島根県看護協 会訪問看護ス テーションお だ	アイリスケア センター松江	松江市御手船 場町五五三一 六松江駅前東
一大田市大田町 イ五六一	F 邦生命ビル3	松江市御手船 場町五五三一 六松江駅前エ
三十五 大田市大田町 口一一一	ストビル3F	松江市御手船 場町五五三一 六松江駅前エ
平成十四年 一月四日		平成十三年 十二月十日

五条第一号の規定に基づき告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定に基づき、次の指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条の規定に基づき告示する。

平成十四年八月一日

事業者の名称	川本福祉会	社会福祉法人	株式会社コムスン	社会福祉法人みずうみ	社会福祉法人みずうみ	株式会社コムスン	訪問入浴介護	廃止した事業
美都町	社会福祉法人みずうみ	株式会社寿生	斐川町社会福祉協議会	石見町	社会福祉法人みずうみ	株式会社コムスン	訪問介護	事業所の名称
訪問介護	通所介護	短期入所生活介護	訪問介護	訪問看護	訪問入浴介護	株式会社コムスン	入浴介護事業所	事業所の所在地
ショーン	美都町ホームヘルパーステー	うぐいすデイサービスセンター	斐川町社会福祉協議会訪問介護事業所	いわみ訪問看護ステーション	法吉デイサービスセンター	株式会社コムスン	やすらぎ荘訪問	事業所の所在地
一一九	字都茂一八七	松江市比津が丘	出雲市大津町三六二〇一	邑智郡石見町大字中野三八四八番地二	松江市法吉町七六三	大田市大田町大田口九八〇一二	邑智郡川本町大字因原五七〇一	平成十三年三月三十一日
日	平成十四年三月三十一	平成十三年十二月一日	平成十三年八月三十一	平成十三年五月三十一	平成十三年三月三十	平成十三年三月三十	平成十三年三月三十一日	廃止年月日

島根県告示第七百十二号

介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第八十二条の規定に基づき、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第

二号の規定に基づき告示する。

社会福祉法人 益田市社会福祉 協議会	美都町	美都町	美都町	美都町	通所介護	通所介護
有限会社 隠岐 メディカルサー ビス	医療法人同仁会 社会福祉法人 放泉会	訪問看護 訪問介護	短期入所生活介 護	短期入所生活介 護	通所介護	通所介護
福祉用具貸与	訪問看護	訪問介護	短期入所生活介 護	短期入所生活介 護	介護事業所	介護事業所
有限会社 隠岐 メディカルサー ビス	医療法人同仁会 老人訪問看護ス テーションきす き	ホームヘルパー ステーション さわらび	五箇町村短期入所 生活介護事業所	美都町特別養護 老人ホーム「美 寿苑」	美都町デイサ ー ビスセンター	益田市社会福 祉協議会指定通所
町五七一	隠岐郡西郷町栄 大原郡木次町山 方一一一一番地	田二三六六一―三	大田市三瓶町池 字郡五八八	隱岐郡五箇村大 字都茂一八七	美濃郡美都町大 字都茂一九五	益田市須子町 三一
平成十四年 六月三十日	平成十四年 四月一日	平成十四年 四月一日	平成十四年 三月三十一	平成十四年 三月三十一	平成十四年 三月三十一	平成十四年 三月三十一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	株式会社大田ヶアセンタ	大田市大田町大田口	平成十三年三月三十日
株式会社ひょうま	ひなたばっこ指定居宅支援事業所	益田市高津町四丁目	平成十三年四月二十日
社会福祉法人斐川町社会福祉協議会	斐川町社会福祉協議会居宅支援事業所	大原郡斐川町上庄原	平成十三年五月三十日
宗教法人源入寺	居宅介護支援事業所みき	大原郡大東町下佐世	平成十三年八月三十日
医療法人財団公仁会	医療法人財団公仁会鹿島病院居宅介護支援事業所	八重垣にじのス	平成十四年三月三十日
美都町	美都町居宅介護支援事業所	八重垣にじのス	平成十四年三月三十日
松江保健生活協同組合	松江市佐草町四五	六一	平成十四年四月一日
八重垣にじのス	八重垣にじのス	一九五	平成十四年三月三十日
美濃郡美都町都茂一	美濃郡美都町都茂一	一九五	平成十四年三月三十日
松江市佐草町四五	松江市佐草町四五	六一	平成十四年四月一日

島根県告示第七百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次とおり土地改良区理事長から土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	事業業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八束郡鹿島町土地改良区	佐太講武地区農道舗装事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業 計画書の写し	告示の日から二十一日間	鹿島町役場
	山垣地区用排水施設事業 (非補助土地改良事業)			

島根県告示第七百十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

一 保安林予定森林の所在場所

益田市柄山町イ二三四の一、イ二三四の二、イ二三五、イ二三七の一、イ二三七の三、イ二三八、イ二三九の一、イ二三九の二、イ二五三の一からイ二五三の四まで、イ二五五、イ二五五統一、イ二五六、イ二五六内一、イ二五七の二、イ二五八の一、イ二五八の三、イ二五九、イ二六一、イ二七〇の二、イ二八四、イ二八四内一、イ二八五、イ二八五内一、イ二八六、イ二八七、イ二八七内一、イ二八七内二、イ二八九、イ二九〇、

島根県報

		(二) 指定の目的 土砂の流出の防備	(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
		(三) 指定施業要件	(三) 指定施業要件
	1 立木の伐採の方法	1 立木の伐採の方法	1 立木の伐採の方法
	(1) 主伐は、択伐による。	(1) 主伐は、択伐による。	(1) 立木の伐採の方法
	(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
	2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。	2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)
	島根県告示第七百十八号	島根県告示第七百十九号	島根県告示第七百十九号
	次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。	次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。	次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
	平成十四年八月一日	平成十四年八月一日	平成十四年八月一日
	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義	島根県知事 澄田信義
	一 保安林予定森林の所在場所	一 解除予定保安林の所在場所	一 解除予定保安林の所在場所
	美濃郡匹見町大字澄川イ一五〇三、イ一五〇三統一からイ一五〇三統三まで、イ一五〇五の一、イ一五一六、イ一五一八、イ一五一八統一、イ一五一九、イ一五四五統一、イ一五四九、イ一五五〇、イ一五五二の一からイ一五五二の四まで、イ二六七〇、ロ二六〇、ロ二六〇の一、ロ二六〇の二、ロ三六七、ロ三六八、ロ三六八内一、ロ三六九、ロ三六九内一、ロ三七〇の一からロ三七〇の五まで、ロ三七一、ロ三七一内一、ロ三七二の二からロ三七二の四まで、ロ三七一内五、ロ三七一内六、ロ三七一の七、ロ三七二の一からロ三七二の八まで、ロ三七三の三からロ三七三の七まで、ロ三七四の一からロ三七四の四まで、ロ三七五の一からロ三七五の五まで、ロ三七六、ロ三七七の一、ロ三七七統一、ロ三七七の二、ロ三七九の一、ロ三七九の二、ロ三八一の三、ロ三八二、ロ三八四の三、ロ三八四の四、ロ三八四の六、ロ三八四の七、ロ三八五内一、ロ三八五の	江津市浅利町一七四五の二、一七四五の三、一七五〇の二から一七五〇の七まで、一七六〇の一七、一七六四の二、一七六四の三、一八二六の二、一八二六の三、一九三六の二、一九三九の二	江津市浅利町一七四五の二、一七四五の三、一七五〇の二から一七五〇の七まで、一七六〇の一七、一七六四の二、一七六四の三、一八二六の二、一八二六の三、一九三六の二、一九三九の二
	二 保安林として指定された目的	二 保安林として指定された目的	二 保安林として指定された目的
	土砂の流出の防備	土砂の流出の防備	土砂の流出の防備
	三 解除の理由	三 解除の理由	三 解除の理由
	指定理由の消滅	指定理由の消滅	指定理由の消滅

島根県告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年八月一日

島根県知事 澄田信義

島根県報

公 告

- 一 解除に係る保安林の所在場所
簸川郡佐田町大字宮内字柳田二〇七三
- 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

法定資格	解答免除
① 医師、歯科医師 ② 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師 ③ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士	保健医療サービスの知識（基礎・総合） 保健医療サービスの知識（基礎）

- 2 試験問題の解答の免除
次の表の上欄に掲げる法定資格を取得している者については、それぞれ次表の下欄に掲げる分野の試験問題の解答を免除する。

法定資格	解答免除
福島サービスの知識	

- 5 分野の解答を免除する。
なお、①から③までの法定資格を重複して取得している者については、それぞれの分野の解答を免除する。

受験申込みに必要な書類等

試験地	試験会場（所在地）
松江市 浜田市	島根女子短期大学（松江市浜乃木七一二四一） 県立浜田高等学校（浜田市黒川町三七四九）

- 3 受験資格
受験日において介護支援専門員に関する省令（平成十年厚生省令第五十三号）第一条に規定する業務従事期間要件を満たし、欠格事由に該当しない者であること。

四 試験の内容等

1 内容及び方法

次の事項につき筆記試験により行う。

- 一 介護保険制度に関する基礎的知識

- 二 要介護認定及び要支援認定に関する基礎的知識及び技能

- 三 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎的知識及び技能

- 四 保健医療サービス及び福祉サービスに関する基礎的知識及び技能

- 1 試験の日時
1 試験日 平成十四年十月二十七日（日）
2 試験開始時刻 午前十時

- 2 試験会場

- 3 受験資格

実務経験証明者と本人が同一の場合は、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の実務経験を有することを客観的に証明できる書類の写しを添付すること。

- 1 平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書
2 平成十四年度島根県介護支援専門員実務研修受講試験受験票（受験申込の際、必ず五十円切手を貼ること。また、申込みの際には、写真を貼らないこと。）

3 実務経験（見込）証明書

また、見込証明となる者は、平成十四年十一月七日（木）（必着）までに改めて実務経験証明書を提出する。この実務経験証明書が期限までに提出されない場合は、受験資格を満たさなかったものとして、受験は無効とする。

4 受験資格に応じて提出する書類

一 国家資格等の免許等の写し

二 社会福祉主事任用資格の取得が確認できる書類（大学の成績証明書等）

三 訪問介護員養成研修二級課程又はこれに相当する研修を修了したことが確認できる書類（研修の修了証書の写し等）

四 その他受験資格を確認するために必要な書類

六 受験手数料

七 受験申込受付期間及び提出先

（収入証紙には消印をしなさい。）

1 受付期間

一 受験申込書を持参する場合 八月十九日（金）から九月六日（金）までの午前八時三十分から午後五時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

二 受験申込書を郵送する場合 封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留扱いにすること（九月六日までの消印のあるものに限り受け付け）。）

2 受験申込書の提出先

〒六九〇一八五〇一 島根県松江市殿町一二八番地 島根県健康福祉部高齢者福祉

課 島根県知事 澄田信義

八 受験票の交付

受験票は郵送により交付する。受験日の十日前までに届かない場合は、島根県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせる。

九 受験申込書等の請求

受験の手引、受験申込書等は、島根県健康福祉部高齢者福祉課、各健康福祉センター、隠岐支厅健康福祉局又は保健所各支所で交付する。なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし、島根県健

康福祉部高齢者福祉課あてに「百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦113mm×横144mmで郵便番号、住所、氏名を記入したもの）を同封し請求する」と。

十 合格者の発表

受験者全員に郵送により合否を通知する。

十一 その他

1 交通手段

試験会場及びその周辺での駐車はできないので、バス等の公共交通機関を利用する。

2 介護支援専門員実務研修

本試験の合格者を対象に行われる介護支援専門員実務研修については、別途案内する。

3 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、島根県健康福祉部高齢者福祉課（電話〇八五一一六九〇一六五一一）にむけよう。

特 定 調 達 公 告

平成14年度において、島根県治山地理情報システム開発業務に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年8月2日

1 特定調達契約により調達する物品等の種類

平成14年度島根県治山地理情報システム開発業務 一式

2 資格審査の申請手続

(1) 提出書類

イ 一般競争入札参加資格審査申請書

ロ 法人にあっては、登記簿謄本

ハ 個人にあっては身分に関する誓約書

	<p>ニ 営業経歴書</p> <p>ホ 平成14年7月1日（以下「審査基準日」という。）前1年における島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）に係る滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書</p> <p>ヘ 消費税及び地方消費税に係る納稅證明書</p> <p>ト 審査基準日の直前2年間の営業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理情況を明らかにした書類をいう。）</p> <p>（個人にあっては、青色申告書の写し又は資産及び負債の状況を明らかにした書類）</p> <p>チ 同種業務の施行実績</p> <p>リ 配置予定主任技術者等の資格・業務経験</p> <p>ヌ 印鑑證明書</p> <p>レ 契約等に使用する印鑑についての届</p> <p>ヲ 島根県との取引に当たって代理人を定める場合は、委任状及び代理人になる者の身分証明書</p> <p>ワ 公正な入札を行う旨の誓約書</p> <p>（2）書類の作成に用いる言語等</p> <p>イ 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。その他の提出書類で外国語で記載したものには、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。</p> <p>ロ 金額欄は、出納官吏事務規定（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外國貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。</p> <p>（3）書類の提出先及び提出方法</p> <p>島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階 島根県農林水産部森林整備課へ持参すること。</p> <p>（4）書類の受付期間及び受付時間</p> <p>イ 受付期間：原則として平成14年8月2日（金）から平成14年8月30日（金）までとする。</p> <p>ただし、平成14年8月31日（土）から入札日の前日までの期間内に申請することを妨げるものではない。</p>	
3	（5）受付方法	□ 受付時間：午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。 書類の形式審査を行うものとする。
4	（1）資格審査	入札参加者の資格審査
5	（1）審査基準日における自己資本の額	（1）資格審査においては次に掲げる事項ごとに審査し、別に定める格付け基準によりB等級に格付けられることを要するものとする。
	（2）審査基準日の前年度の決算における機械設備の残存価格	（4）審査基準日の属する事業年度の直前2年間ににおける年間平均売上高
	（3）審査基準日の前日までの営業年数	（D）審査基準日の属する事業年度の前1年間ににおける総売上額及び主要取引先ごとの売上額
	（4）審査基準日の前年度の履行実績	（4）過去に、公示業務と同類の業務で、同規模以上の履行実績を有すること。具体的には、次の各項目のいずれかに該当すること。
	（5）都道府県における発注され、当該自治体全域に渡る森林地理情報システムの開発実績があること。	（7）都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る森林地理情報システムの開発実績があること。
	（6）申請書類用紙等の交付方法	（8）都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る治山、砂防等今回業務と同類の地理情報システムの開発実績があること。
（1）交付期間及び交付時間	（1）交付期間及び交付時間	（1）交付期間及び交付時間
（2）交付場所	（2）交付場所	（2）交付場所
（3）登録の有効期間	（3）登録の有効期間	（3）登録の有効期間

資格を認定されたときから平成15年3月31日までとする。

6 資格審査の結果の通知等

入札参加資格審査の結果通知、申請書の記載事項の変更並びに資格の認定の取消しについては、物品の製造の請負及び買い入れに係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第6条及び第8条から第10条までの規定の例による。

7 一般競争入札に参加できない者

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のイからヘまでに該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過しない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

イ 契約の履行に当たり、故意に物品等の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

ロ 公正な競争入札の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ニ 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったもの

ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 営業に関し、許可等を必要とする場合において、これを受けていない者

(4) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）を滞納している者

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している者

(6) 提出書類に故意に虚偽の事実を記載した者

8 その他

資格審査についての問い合わせは、島根県農林水産部森林整備課（電話0852-22-5172）を行うこと。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。
平成14年8月2日
島根県知事 澄田信義

1 調達内容

- (1) 物品等の名称及び数量

平成14年度 島根県治山地理情報システム開発業務 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

2 納入期限

平成15年3月26日

3 納入場所

島根県松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課外

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 島根県税を滞納していない者であること。

(3) 特例政令第4条の規定に基づき公告した、平成14年度島根県治山地理情報システム開発業務に係る一般競争入札参加資格審査により、B等級に格付けられること。

(4) 過去に、公示業務と同類の業務で、同規模以上の履行実績を有すること。具体的には次の各項目いづれかに該当すること。
ア 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る森林地理情報システムの開発実績があること。

イ 都道府県において発注され、当該自治体全域に渡る治山、砂防等今回業務と同類の地理情報システムの開発実績があること。

(5) 本公告に示したシステムの納入について確実に履行できるものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県庁本庁舎4階

島根県農林水産部森林整備課治山係

電話 0852-22-5172 ファクシミリ 0852-22-6549

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成14年8月2日（金）から平成14年8月30日（金）までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成14年8月23日（金）午後2時から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地

島根県庁会議棟第5会議室

(4) 入札参加資格を確認する書類の提出期間及び場所

平成14年8月2日（金）から平成14年8月30日（金）までの間に上記(1)の場所に持参すること。ただし、平成14年9月2日（月）から入札の前日までの期間内に提出することを妨げるものではない。

(5) 入札書の受領期限

平成14年9月11日（水）午前10時00分（郵便による入札にあっては、午前9時00分）

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成14年9月11日（水）午前10時30分から
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第5会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを証明する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において島根県知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品等の納入を履行できると島根県知事が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書とする。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Shimane Prefecture Conservation Geographic information system
Developement Business of 2002 1 Set

(2) Deadline for the submission of tenders :

10:00A.M. September 11 2002 (Applications by mail must be arrived at the office below by 9:00A.M. September 11 2002)

(3) Contact point for the notice : Tendering procedure :

Forestry Improvement Division, Department of Agriculture Forestry and Fisheries, Shimane Prefectural Government, 1 Tonomati Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8501 Phone number 0852-22-5172 Fax number 0852-22-6549

島根県
根
據

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成14年8月2日

島根県知事 澄田信義

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
隱岐空港空港整備事業用地造成（第10期）工事一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県土木部管理課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成14年5月31日
- 4 落札者の氏名及び住所
清水建設・徳畑建設・金田建設特別共同企業体 広島県広島市中区上八丁堀8番2号
- 5 落札金額
2,730,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成14年4月5日

雑報

消防法（昭和11年法律第百八十九号）第十七条の十の規定による「消防用設備等の一事又は整備に関する講習」を次のとおり実施する。

平成十四年八月一日

受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けてから1年以内の者
- 2 前回の講習を受けてから五年以内の者

11 講習年月日及び場所

島根県知事 澄田信義

講習区分	免許区分	講習年月日	場所
------	------	-------	----

消防設備	第一類の甲種 "乙種	平成十四年十月十日	出雲市
	第二類の甲種 "乙種		
警報設備	第四類の甲種 "乙種	平成十四年十月十六日	浜田市
	第七類の乙種	平成十四年十月十七日	
避難設備・ 消火器	第五類の甲種 "乙種	平成十四年十月二十四日	松江市
	第六類の乙種	平成十四年十月二十四日	

注1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

- 2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

- 11 講習科目及び講習時間
1 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 1時間

2 消防用設備等の工事又は整備に関する事項 三時間三十分
 ※ 講習終了後三十分程度の効果測定を行う。

四 受講申請手続

1 受講申請書の請求先

(社)島根県消防設備保守協会、島根県総務部消防防災課、隠岐支庁、各総務事務所及び各消防本部

2 受講手数料

七千円（これに相当する額の島根県収入証紙を受講申請書に貼ること。）

3 受付期間及び提出先

① 受付期間

平成十四年九月三日から平成十四年九月二十五日まで（郵送の場合は九月二十五日の消印有効。）

② 提出先

松江市殿町一番地 島根県庁舎内『(社)島根県消防設備保守協会』（郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書きのこと。）

五 その他連絡先

(社)島根県消防設備保守協会 (TEL 0852-2817305 又は0852-2216828)
 (FAX 0852-2216754)